

平成27年5月21日
岐阜労働局

中津川公共職業安定所における文書の紛失について

岐阜労働局（局長 本間之輝）は、中津川公共職業安定所（所長 北村智史）において発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおりその事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

中津川公共職業安定所（以下「中津川所」という。）において雇用保険説明会に来所したAさんに交付すべき雇用保険受給資格者証を紛失するという事案が発生した。

※ 雇用保険受給資格者証は雇用保険の受給手続きのために必要な書類で、支給番号、氏名、被保険者番号、性別、生年月日、求職番号、口座番号、金融機関名、基本手当日額、所定給付日数、顔写真等の個人情報が記載されている。

2 事実経過

- (1) 平成27年4月1日、雇用保険の受給手続きを行うため、Aさんが中津川所に来所し、雇用保険窓口において、職員Bが対応し、雇用保険受給資格決定の所定の手続きを行った。
- (2) 同月2日、相談員Cが雇用保険受給資格者証（以下「資格者証」という。）を作成し、雇用保険受給資格決定の一連書類とともに雇用保険説明会（以下「説明会」という。）まで専用ボックスに入れて保管した。
- (3) 同月8日、説明会終了後、Aさんから「資格者証をもらっていない」と申し出があり、中津川所の庁舎内をくまなく探したが見つからず、同月10日にかけて説明会の全参加者に誤交付していないか電話による照会を行い、資格者証の誤交付はないことを確認したことから、この時点で紛失が確定した。
- (4) 同月10日、中津川所管理課長がAさんへ電話にて経過説明と謝罪を行い、資格者証を再作成し、Aさん宅にて手交することを説明し、了承を得た。
- (5) 同月13日、中津川所所長がAさん宅を訪問し、再度経過説明と謝罪を行い、了承を得るとともに、再作成した資格者証を手交した。

(6) 本件の原因としては、説明会当日、資格者証を入れていた専用ボックスの上に、廃棄文書を含む他の文書が置いてあったことから、対応者は不明ではあるが、当該文書を移動させる際、誤って本件の資格者証も一緒に移動させた後、他の文書に混入し、誤廃棄したことが考えられる。

3 再発防止対策

(1) 中津川所においては、平成 27 年 4 月 10 日に全職員を集め緊急職員会議を開催し、所長から本事案の経過を説明するとともに、個人情報を含む書類の適切な管理・取扱いの徹底及び再発防止に向けた取組について指示した。

さらに、同月 13 日、14 日、所長から、非常勤職員全員へも個人情報を含む書類の適切な管理・取扱いの徹底及び再発防止に向けた取組について指示した。

(2) 中津川所においては、雇用保険受給資格決定の手続き時点から、他の書類への混入を防ぎ、資格者証の所在が確実に確認できるよう、関係書類を個人別にファスナー付きビニールファイル等に入れて管理する等、保管に係る事務処理方法を改善した。

(3) 岐阜労働局においては、同月 20 日に局内各課室長及び管下の公共職業安定所長・労働基準監督署長に対し、本事案の概要説明及び注意喚起を行うとともに、個人情報管理の徹底について指示した。

(担当)

岐阜労働局職業安定部職業安定課
職業安定課長 牧野 俊昭
電話 058-245-1311